令和５年９月13日

消費者教育～高校生のための消費生活講座～

３年生を対象に、新潟県金融広報委員会 金融広報アドバイザーの方を講師としてお招きし、第１体育館で消費者教育を行いました。インターネットショッピングやマルチ商法の具体的な事例を挙げながら、トラブルに巻き込まれない方法や、トラブルに巻き込まれた場合の対応方法を、わかりやすく解説していただきました。

● 18歳で大人になる・・・契約は慎重に

スマートフォンの契約やアパートの賃貸契約、クレジットカードやローンを組んでの高額の買い物が自由にできるようになる反面、責任を負うのも自分自身になる。自己責任で行動しなければならない。

社会経験が不足している若者、一人暮らしデビューする若者が悪質商法のターゲットになりやすい。「断る力」、「相談する力」を身につけてほしい。

アパートは入居時に部屋の写真を撮っておこう

● もうけ話に飛びつかない・・・マルチ商法や闇バイトに用心

- 親しい友達や先輩から儲け話に誘われても毅然と「いりません」「買いません」と断る。海外の投資や暗号資産（仮想通貨）を用いた投資の話は詐欺。「簡単に儲かる」話をうのみにしない。
- 闇バイトは犯罪。話に乗れば加害者になる。知らなかったでは済まされない。
- 断るうえでの３つの「ない」
  ①お金がない　②時間がない　③悩みや心配がない
- いちばん儲かる方法は真面目にコツコツ働くこと。

● トラブルに巻き込まれたら

- クーリングオフの活用（インターネットショッピングでは使えない場合があるので注意！）
- 消費生活センターと消費者ホットライン 188(いやや)にすぐ相談

● 関連サイト（外部サイトへ接続します）

- 新潟県消費生活センター
- 「知るポルト」新潟県金融広報委員会
- 若者向け消費者教育用教材「Caution!（コーション）」（講演で使用したパンフレット）
- 相談窓口 188（政府広報） トラブルがあったらすぐに相談！
- YouTube 新潟県公式チャンネル
  【未成年者による定期購入編】188 相談デモンストレーション
  【出会い系サイト編】188 相談デモンストレーション